

## 藤里町 定住化促進住宅建設事業に関する要求水準書

### 1. 事業実施場所

- ①建設場所 藤里町
- ②現況 宅地
- ③地目及び用途区域 宅地、用途区域外
- ④区画面積 建設計画全体敷地面積 約1, 127㎡に2棟  
\*付帯する施設等
  - ・駐車場は、1棟に8台駐車できるものとする。
  - ・自転車置場は、1棟に8台駐輪できるものとする。
  - ・物置は連棟式のものとし、各戸が一室ずつ使用できるものとする。(0.7㎡/戸)

### 2. 住宅建設計画

- ①住宅戸数 1棟4戸を2棟(2棟8戸)  
(1階:1LDK2世帯、2階:2LDK2世帯)
- ②基本条件
  - ・周辺環境に十分配慮した実施計画とすること。
  - ・秋田県の景観を守る条例の届出行為景観保全基準を遵守すること。
  - ・建物の経年劣化の低減及び維持管理経費の縮減に配慮すること。
  - ・戸数の配置計画は別に示す図面場所に設置すること。

### 3. 適用法令等

本事業に関連する法令、基準等を遵守するものとする(関係法令等)。  
各法令は、いずれも本事業公募告示日の最新の法令を適用するものとする。  
参考基準等の解釈や参考基準等間の解釈に関して疑義が生じた場合は、別途、藤里町と協議のうえ決定すること。

### 4. 要求水準書

設計仕様・標準仕上げ表・要求性能は基本的条件を示しているので、同等以上の提案を妨げない。

### 5. 要求水準の確認

- ①事業者は、藤里町定住促進住宅の設計図、構造計算書、特記仕様書、設計内訳書の設計書を藤里町定住化促進住宅建設事業の建設に関する要求水準書及び仕様書に従い作成し、その内容について着工前に藤里町の確認を得るものとする。

- ②事業者は、設計図等を変更する場合には、事前に藤里町と協議し確認を得るものとする。
- ③事業者は、前項の変更が事業者の帰責事由によらないものと認められる場合、藤里町に借上価格等の変更を求めることができる。
- ④藤里町は、工事が設計図書等に従い遂行されていることの確認のため、各種検査の実施又は、各種の試験及び検査の結果の確認を行うことができる。
- ⑤藤里町は、建物の完成後において完了検査を行う。
- ⑥事業者は、完了検査を受けた後、正本された完成図書を藤里町に2部提出すること。